

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第11号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第1の2の項」を「別表第1の9の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第1項中「別表第1の1の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の4項を加える。

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）による授業料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例（昭和49年北海道条例第13号）による学資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 高等学校等を退学した後に公立の高等学校等に入学した者に対する支援金（次号において「支援金」という。）の支給に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 支援金の支給に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第2条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下この条において同じ。）における授業料の負担の軽減を図るための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における授業料以外の教育に係る経費の負担の軽減を図るための給付金（第7項において「給付金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての

### 目次

#### 規 則

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（情報政策課） 38

○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則……………（医務業務課） 40

#### 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………（情報政策課） 41

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 42

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 42

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 43

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 43

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 43

○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課） 43

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） 44

#### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 44

#### 道立病院局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 45

#### 道選挙管理委員会公表

○政治団体の収支報告書の要旨の公表…………… 47

#### 道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 47

○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則…………… 47

#### 道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… 47

○更新時講習実施規程及び夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する等の規程…………… 47

### 規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番

審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 前号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第2条に次の2項を加える。

10 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、道立の中等教育学校の前期課程における学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費についての援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

11 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 道立の高等学校の募集停止に伴う高等学校の生徒の通学又は下宿に要する経費の負担の軽減を図るための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 前号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第3条中「前条第1項第2号、第3号及び第10号」を「前条第4項第2号、第3号及び第10号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正）

2 住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「次条第23項」を「次条第26項」に改める。

第5条第2項第2号及び第3号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同条第26項中「別表第2の26の事項」を「別表第2の29の事項」に改め、同項を同条第29項とし、同条第25項中「別表第2の25の事項」を「別表第2の28の事項」に改め、同項を同条第28項とし、同条第24項中「別表第2の24の事項」を「別表第2の27の事項」に改め、同項を同条第27項とし、同条第23項中「別表第2の23の事項」を「別表第2の26の事項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第22項中「別表第2の22の事項」を「別表第2の25の事項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第21項中「別表第2の21の事項」を「別表第2の24の事項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第20項中「別表第2の20の事項」を「別表第2の23の事項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第19項中「別表第2の19

の事項」を「別表第2の22の事項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第18項中「別表第2の18の事項」を「別表第2の21の事項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第17項中「別表第2の17の事項」を「別表第2の20の事項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第16項中「別表第2の16の事項」を「別表第2の19の事項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第15項中「別表第2の15の事項」を「別表第2の18の事項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第14項中「別表第2の14の事項」を「別表第2の17の事項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第13項中「別表第2の13の事項」を「別表第2の16の事項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第12項中「別表第2の12の事項」を「別表第2の15の事項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第11項中「別表第2の11の事項」を「別表第2の14の事項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第10項中「別表第2の10の事項」を「別表第2の13の事項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第9項中「別表第2の9の事項」を「別表第2の12の事項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項中「別表第2の8の事項」を「別表第2の11の事項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「別表第2の7の事項」を「別表第2の10の事項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「別表第2の6の事項」を「別表第2の9の事項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「別表第2の5の事項」を「別表第2の8の事項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 条例別表第2の5の事項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における授業料の負担の軽減を図るための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

6 条例別表第2の6の事項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における授業料以外の教育に係る経費の負担の軽減を図るための給付金（次条第3項において「給付金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 前号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第6条第3項中「別表第3の3の項」を「別表第3の9の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第2項中「別表第3の2の項」を「別表第3の8の項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第1項中「別表第3の1の項」を「別表第3の5の項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の2項を加える。

6 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、道立の中等教育学校の前期課程における学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費についての援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

7 条例別表第3の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 道立の高等学校の募集停止に伴う高等学校の生徒の通学又は下宿に要する経費の負担の軽減を図るための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 前号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第6条に第1項から第4項までとして次の4項を加える。

条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）による授業料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例（昭和49年北海道条例第13号）による学資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）における給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

4 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 高等学校等を退学した後に公立の高等学校等に入学した者に対する支援金（次号において「支援金」という。）の支給に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 支援金の支給に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第12号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

第1条 保健師助産師看護師法施行細則（昭和28年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改める。

第4条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第6条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

### 別記第2号様式（第4条関係）

収入 証紙	准看護師免許申請書	年 月 日
北海道知事 様		
本 籍		
住 所		
(ふりがな)		
氏 名		
年 月 日生		
次により准看護師免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		
1	年 月施行 (都道府県) 准看護師試験合格	
	受験地 受験番号	
2	罰金以上の刑に処せられたことはありません（あるときは、その罪、刑及び刑の確定年月日）。	
3	准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことはありません（あるときは、違反の事実及び年月日）。	
4	旧姓併記の希望の有無 有・無（有の場合は、旧姓）	

備考 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。

2 収入証紙は、消印すること。

3 添付書類

(1) 准看護師試験の合格証書の写し。ただし、1の事項を記載した場合は、省略することができること。

(2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（旧姓の併記を希望する場合にあっては、戸籍謄本又は戸籍抄本）

(3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

別記第4号様式中「4 変更する理由」を「4」を「5」

<p>変更する理由 旧姓併記の希望の有無 有・無（有の場合は、旧姓）」に改める。</p> <p><b>第2条</b> 保健師助産師看護師法施行細則の一部を次のように改正する。 別記第2号様式備考1の事項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 別記第3号様式から別記第7号様式までの規定中「日本標準規格」を「日本産業規格」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年7月1日から施行する。</p> <p>2 この規則（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際現にこの規則による改正前の保健師助産師看護師法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の保健師助産師看護師法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。</p>	<p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申 請 の 時 期 平成31年3月8日（金）から同年4月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道総合政策部情報統計局情報政策課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成31年4月19日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月17日（水）までに必着）</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。</p> <p>7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期</p> <p>(1) 名 称 及 び 数 量 ア Windows OSライセンスの購入 32本 イ Windows OS更新委託業務</p> <p>(2) 予 定 時 期 ア 平成31年3月下旬頃 イ 平成31年6月下旬頃 アについては、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。</p>
<p><b>告 示</b></p>	
<p><b>北海道告示第160号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。</p> <p>平成31年3月8日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ等の購入 一式</p> <p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納 入 期 日 平成31年6月19日（水）</p> <p>(4) 納 入 場 所 入札説明書による。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成31年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</p> <p>(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p>	

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局  
情報政策課

(2) 交 付 場 所 (1)の場所で直接交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5173

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Purchase of servers etc. equipment to be used for "Hokkaido general administrative information network"
- B Bid tendering date and time : 13 : 30 P.M., April 19, 2019  
(If mailed, bids must arrive no later than April 17, 2019)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5173

北海道告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沼田町土地改良区から、

次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成31年3月8日

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成31. 2.20	理 事	岡 田 聖 人	北海道知事 高 橋 はるみ 雨竜郡沼田町字更新2128番地
同	同	同	池 田 悟 同	沼田町南1条1丁目8番55号
同	同	同	藤 村 直 幸 同	沼田町字高穂103番地51
同	同	同	石 脇 辰 博 同	沼田町字沼田115番地122
同	同	同	谷 水 敏 和 同	沼田町字恵比島104番地67
同	同	同	横 山 佳 幸 同	沼田町字北竜202番地129
同	同	同	吉 田 正 則 同	北竜町字美葉牛274番地1
同	同	監 事	澤 田 篤 彦 同	沼田町字東予280番地
同	同	同	山 本 孝 司 同	沼田町字沼田119番地
退 任	平成31. 2.19	理 事	岡 田 聖 人 同	沼田町字更新2128番地
同	同	同	池 田 悟 同	沼田町南1条1丁目8番55号
同	同	同	藤 村 直 幸 同	沼田町字高穂103番地51
同	同	同	石 脇 辰 博 同	沼田町字沼田115番地122
同	同	同	中 田 一 之 同	沼田町字真布37番地
同	同	同	谷 水 敏 和 同	沼田町字恵比島104番地67
同	同	同	横 山 佳 幸 同	沼田町字北竜202番地129
同	同	同	吉 田 正 則 同	北竜町字美葉牛274番地1
同	同	監 事	澤 田 篤 彦 同	沼田町字東予280番地
同	同	同	山 本 孝 司 同	沼田町字沼田119番地
同	同	同	堀 達 人 同	沼田町字北竜213番地39

北海道告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年3月8日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第163号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成31年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第164号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を南幌町役場の掲示場に掲示した。

平成31年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成31年北海道告示第109号
- 2 所在が不分明な者 五十嵐 喜七

### 北海道告示第165号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 千歳鷓川線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
勇払郡安平町早来北進63番12地先から 同郡安平町早来北進246番1地先まで		前	10.91mから 29.50mまで	1,641.57m	—
		後	18.18mから 32.76mまで	1,641.57m	—
		後	19.00mから 37.00mまで	1,578.00m	—

### 北海道告示第166号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成31年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・2・10号環状通)
- (3) 事業施行期間 平成24年8月31日から平成35年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし
- 2(1) 施行者の名称 函館市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業(3・4・110号中道四稜郭通及び3・4・113号昭和団地通)
- (3) 事業施行期間 平成24年8月31日から平成33年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし
- 3(1) 施行者の名称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業(3・3・19号一番通)
- (3) 事業施行期間 平成20年8月19日から平成32年3月31日まで
- (4) 事業地(収用の部分) 変更なし

### 北海道告示第167号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項株式会社陸三屋商店の事項中「千歳市役所売店」を「株式会社陸三屋商店」に改める。

### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道空知総合振興局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月8日

北海道空知総合振興局長 佐々木 誠 也

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 19台分 一式

2 落札を決定した日

平成31年2月19日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 大丸株式会社

(2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

40,370円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年1月22日付け北海道空知総合振興局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道空知総合振興局総務課

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

#### 北海道オホーツク総合振興局告示第58号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月8日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量  
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。） 一式

(1) その1 1台及び1月当たり 13,700枚

(2) その2 1台及び1月当たり 11,400枚

(3) その3 2台及び1月当たり 14,000枚

(4) その4 2台及び1月当たり 17,600枚

(5) その5 1台及び1月当たり 900枚

(6) その6 1台及び1月当たり モノクロ4,500枚、カラー11,400枚

(7) その7 1台及び1月当たり モノクロ3,300枚、カラー 7,100枚

(8) その8 1台及び1月当たり モノクロ 300枚、カラー10,000枚

(9) その9 1台及び1月当たり モノクロ7,600枚、カラー 6,000枚

(10) その10 2台及び1月当たり 8,400枚

2 落札を決定した日

平成31年2月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)、(2)及び(6)

ア 氏名 北日本事務機株式会社

イ 住所 北見市光西町167番地48

(2) 1の(3)

ア 氏名 株式会社オフィスワン

イ 住所 網走市新町1丁目1番8号

(3) 1の(4)

ア 氏名 株式会社小柳中央堂

イ 住所 北見市卸町1丁目5-1

(4) 1の(5)

ア 氏名 横田印刷株式会社

イ 住所 紋別市港町4丁目1番21号

(5) 1の(7)

ア 氏名 安田商事株式会社

イ 住所 斜里郡斜里町新光町31番地13

(6) 1の(8)及び(10)

ア 氏名 株式会社ウィンザーコンサル

イ 住所 札幌市北区麻生町5丁目5番2号

(7) 1の(9)

ア 氏名	株式会社白野商店		
イ 住所	紋別市本町2丁目1-23		
4 落札金額			
(1) 1の(1) 基本料金	24,800円		
枚数区分単価		1,000枚まで	2.80円
		1,001枚から4,000枚まで	2.60円
		4,001枚以上	2.40円
(2) 1の(2) 基本料金	24,800円		
枚数区分単価		5,000枚まで	2.80円
		5,001枚から10,000枚まで	2.60円
		10,001枚以上	2.40円
(3) 1の(3) 基本料金	49,000円		
枚数区分単価		2,000枚まで	3.50円
		5,000枚から10,000枚まで	3.00円
		10,001枚以上	2.50円
(4) 1の(4) 基本料金	50,000円		
枚数区分単価		5,000枚まで	3.50円
		5,001枚から10,000枚まで	3.00円
		10,001枚以上	2.00円
(5) 1の(5) 基本料金	29,900円		
枚数区分単価		500枚まで	3.00円
		501枚以上	3.00円
(6) 1の(6) 基本料金	22,000円		
枚数区分単価	モノクロ	2,000枚まで	3.00円
		2,001枚から5,000枚まで	2.80円
		5,001枚以上	2.60円
	カラー	5,000枚まで	13.00円
		5,001枚から10,000枚まで	12.00円
		10,001枚以上	11.00円
(7) 1の(7) 基本料金	21,800円		
枚数区分単価	モノクロ	1,000枚まで	3.20円
		1,001枚から4,000枚まで	2.80円
		4,001枚以上	2.70円
	カラー	3,000枚まで	12.50円
		3,001枚から6,000枚まで	12.50円

(8) 1の(8) 基本料金	7,000円	6,001枚以上	12.50円
枚数区分単価	モノクロ	1枚以上	0.44円
	カラー	5,000枚まで	4.30円
		5,001枚から10,000枚まで	4.30円
		10,001枚以上	4.30円
(9) 1の(9) 基本料金	10,800円		
枚数区分単価	モノクロ	5,000枚まで	3.00円
		5,001枚から10,000枚まで	2.40円
		10,001枚以上	2.00円
	カラー	3,000枚まで	10.00円
		3,001枚から6,000枚まで	10.00円
		6,001枚以上	10.00円
(10) 1の(10) 基本料金	11,200円		
枚数区分単価		2,000枚まで	1.14円
		2,001枚から4,000枚まで	1.14円
		4,001枚以上	1.14円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年12月25日付け北海道オホーツク総合振興局告示第182号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月8日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1包装当たりの単価）及び調達予定数量

- ア 調達をする物品等の名称 注射薬（１％プロポフォール注「マルイシ」）ほか  
154品目
- イ 調達予定数量 入札説明書及び仕様書による。  
155品目については、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成31年５月１日から同年９月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する卸売販売業の許可を受けていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成31年３月８日（金）から同年４月８日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道道立病院局経営改革課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道道立病院局経営改革課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階共用C  
（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営改革課）

- (2) 入札日時 平成31年４月18日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月17日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道道立病院局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire2.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
品目ごとに落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより、道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道道立病院局経営改革課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5295
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Internal medicines and so on  
155 items
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 18, 2019  
(If mailed, bids must arrive no later than April 17, 2019)
- C Contact : Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi

7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5295

### 道 選 挙 管 理 委 員 会 公 表

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。  
平成31年3月8日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

### 道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年3月8日

北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫

#### 北海道公安委員会規則第2号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第28条の表中

44号	釧路郡釧路町中央10丁目18番から同町字別保原野南24線51番7地先まで
272号	

を

44号	釧路郡釧路町中央10丁目18番から同町字別保214番1地先まで
272号	

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成31年3月9日から施行する。

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫

#### 北海道公安委員会規則第3号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則  
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第8章 夏期冬道安全運転講習（第37条－第39条）  
第9章 削除」 を「第8章及び第9章 削

除」に改める。

第34条に見出しとして「（講習の場所）」を付する。

第8章及び第9章を次のように改める。

第8章及び第9章 削除

第37条から第42条まで 削除

別記様式第11号から別記様式第17号までを次のように改める。

別記様式第11号から別記様式第17号まで 削除

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

### 道 警 察 本 部 告 示

#### 北海道警察本部告示第137号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成31年3月14日から施行する。

平成31年3月8日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

別表札幌方面西警察署の部発寒の項中 「同 西区発  
寒6条4丁目  
1番17号」 を 「同 西区発  
寒10条3丁目  
1番39号」 に改める。

#### 北海道警察本部告示第138号

更新時講習実施規程及び夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する等の規程を次のように定める。

平成31年3月8日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

更新時講習実施規程及び夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する等の規程

(更新時講習実施規程の一部改正)

**第1条** 更新時講習実施規程(平成6年北海道警察本部告示第26号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記第4号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「副・次長 担当次長」を「副署長 交通(地交)官」に改める。

別記第5号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第6号様式中

「平成 年 月 日」を

「 年 月 日」に、

「明・大・昭 年 月 日」を

「 年 月 日」に改める。

(夏期冬道安全運転講習実施規程の廃止)

**第2条** 夏期冬道安全運転講習実施規程(平成2年北海道警察本部告示第25号)は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この規程中第1条の規定は平成31年3月8日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に第1条の規定による改正前の更新時講習実施規程の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。